論 文

円借款を触媒とした新しい三位一体型経済協力

一日本・ミャンマー両国の持続可能な成長の展望 一

丸山隼人

アブストラクト: 2012年の民主化以降のミャンマーでは、日本からの円借款を中心とする援助、並びにティラワ経済特別区開発に伴う日本企業による投資・貿易が拡大しつつある。本稿では、まず1980年代後半に提唱された日本の援助・投資・貿易が一体となった三位一体型経済協力並びに現在のミャンマー側の経済協力ニーズを概観することを通じて、三位一体型経済協力を再構築する必要性が高いことを明らかにする。次に、旧来の三位一体型経済協力の限界を乗り越えるとともにミャンマー側の経済協力ニーズにも応え得る新しい三位一体型経済協力の要旨を論じる。最後に、ミャンマーにおける新しい三位一体型経済協力にかかる取り組みの現況・課題・対策/提言を述べる。それにより、円借款を触媒とする新しい三位一体型経済協力は、日本・ミャンマー両国の持続可能な成長を促すうえで、大きな有用性と潜在力を有していることを明らかにする。

はじめに

本稿の目的は、日本の「プロジェクト型借款」(1)を触媒とする援助・投資・貿易が一体となった経済協力がミャンマーにおいて果たし得る役割・機能・効果・インパクトを検証することである。日本政府は、ミャンマーに対して1988年まで総額4,500億円に上る円借款を供与していたが、1988年9月のミャンマー国軍のクーデターによる権力掌握に伴う欧米諸国の経済制裁に歩調を合わせ、政府開発援助(ODA)による経済支援を1988年以降凍結した(西澤2010、p.90)。その結果ミャンマーは、1980年代後半に提唱され、東南アジアの経済成長に貢献したとされる日本の援助・投資・貿易が一体

となった三位一体型経済協力の恩恵を受けることはなかった。

しかし、2012年の民主化以降のミャンマーでは、日本からの円借款を中心とする援助、並びにティラワ(Thilawa)経済特別区(SEZ)開発に伴う日本企業による投資・貿易が拡大しつつあり、三位一体型の経済協力が本格的に展開されようとしている。また、多くの円借款事業がミャンマーにおいて形成・実施されている現況において、日本の対ミャンマー経済協力の戦略や方向性を検証することは、事業効果・インパクトの発現をより一層高めことにも繋がり得る。だが、ミャンマーにおいては暫くの間閉鎖的な経済政策が実施され、また円借款供与が再開されてから日が浅いこともあって、先行研究は限られている。

本稿は、第2章において1980年代後半に提唱された三位一体型経済協力並びに現在のミャン

⁽¹⁾ 本稿において使用する「円借款」や「円借款事業」 は、原則として「プロジェクト型借款」を指す ものとする。

マー側の日本に対する経済協力ニーズを論じる ことを通じて、三位一体型経済協力を再構築す る必要性が高いことを明らかにする。第3章で は、旧来の三位一体型経済協力の限界を乗り越 えるとともにミャンマー側のニーズにも応え得 る新しい三位一体型経済協力の要旨を論じる。 第4章と第5章では、ミャンマーにおける新し い三位一体型経済協力にかかる取り組みの現 況・課題・対策/提言を、ストック型とフロー 型それぞれの観点から各章で述べる。なお方法 論については、三位一体型経済協力の効果とイ ンパクトが経済社会面で広範・多岐に及ぶこと を鑑みて、国際協力論・中小企業論を中心とす る学際的なアプローチを適用する。また本稿で は、円借款事業の実施と事業完成後の運営維持 管理を主に担うこととなるミャンマー政府機関 職員からの聞き取り調査を中心とする一次情報 も重視する。

2. 三位一体型経済協力の再構築の必要性

本章ではまず、1980年代後半に提唱された日本の援助・投資・貿易が一体となった三位一体型経済協力(以下「旧来の三位一体協力」)と関連する先行研究を振り返り、旧来の三位一体協力及びその先行研究の限界を明らかにする。次に、ミャンマー側の日本に対する経済協力ニーズの把握を目的に実施したミャンマー政府機関職員からの聞き取り調査の結果に基づき、現在の日本の対ミャンマー経済協力がこうした職員のニーズには応えきれていないことを明らかにする。

(1) 旧来の三位一体型経済協力の限界

三位一体型経済協力は、1988年に当時の通

商産業省が著した『経済協力の現状と問題点 (1987年版)』の中で初めて論じられている。同 書では、三位一体型経済協力について「①個々 の発展途上国に適合した産業選択及びその育成 計画の策定に協力し、②民間産業部門の育成を 資金面、技術面で援助し、③我が国からの直接 投資を促進するとともに、 ④発展途上国の工業 製品に積極的に市場を提供し、輸入を拡大す る, という援助, 直接投資, 輸入が三位一体 となった総合的協力」(p. 230) と述べられてい る。また、翌1989年に著された『経済協力の現 状と問題点(1988年版)』においては、これを 「援助、直接投資、輸入が三位一体となった総 合的経済協力」(p.2) と呼称している。先行研 究では、この日本の三位一体型経済協力が東南 アジアの発展に貢献し、その中でインフラ整備 をはじめとするODAが重要な役割を果たして きたと結論付けるものが多い⁽²⁾。

他方, 先行研究においては, 筆者の知る限り, 日本の三位一体型経済協力の意義, 並びにその実施によって生じた可能性のある日本と相手国における経済社会開発面の効果・インパクトといったものがこれまで具体的且つ多面的に検証されてきたとは言い難い。先行研究の限界は, たとえば下記のような点において見られる。

①「援助」が想定するものは何か

日本の援助スキームには、無償資金協力、有 償資金協力、技術協力があり、それぞれが生み 出す成長効果は異なりうる(澤田・戸堂 2010、 p.5)。また、有償資金協力にも「プロジェクト

⁽²⁾ たとえば澤田・戸堂(2010)。

型借款」、「ノンプロジェクト型借款」、「海外投融資」があり、それぞれの機能や効果は一様ではない。こうした援助の多様性・複雑性を背景として、また下記三つの要因も加わり、総額ベースでは最大の援助スキームである有償資金協力のうち、その主要な部分を占める「プロジェクト型借款」に限定したうえでの三位一体型経済協力にかかる検証がこれまで包括的に行われたとは言い難い。

一つ目の要因は、三位一体型経済協力を提唱・推進した通商産業省が、その重要性を当時認識していたにもかかわらず、「円借款を日本企業の投資促進のために使うことを日本政府の政策として公式に謳うことについては外務省の反発が強く(中略)通商産業省の所管している経済協力手法のみを用いたものとした模様がある」(前田 2013、pp. 804、808)という点である。日本政府がアンタイド化を推進せざるを得なかった1980年代当時の時代背景を鑑みると、「反発」という表現はやや強すぎるようにも感じられるが、縦割り行政の弊害が円借款に焦点を当てた三位一体型経済協力による効果やインパクトの検証を行うことを困難にした面があることは否めないであろう。

また、開発援助の実施による相手国への投資 促進効果や経済発展貢献効果の定量的な分析を 試みたものに木村・戸堂(2007)や川崎(2001) があるが、前者はそもそも円借款に限定した分 析ではない。また後者は、円借款事業の受注企 業の国籍、つまり日本企業が円借款事業の主契 約者として参画した場合とそうでない場合の違 いといった視点を考慮していない。そもそも、 日本によるアジアの産業発展の貢献にかかる データが限定的(大塚・黒崎 2015、p. 325)な 状況下において、三位一体型経済協力に関する 定量分析を行うこと自体に大きな制約が伴うの かもしれない。

さらには、「日本のインフラ援助が国際的な 直接投資を引き付け、途上国の生産・雇用増加 と輸出拡大を生み出した、援助・投資・貿易の 相乗効果の典型的な例といえる」タイの東部 臨海地区とベトナムのハノイ・ハイフォン回 廊(下村 2013, p. 185) 事業については、たと えば有賀・江島(2000)により円借款事業で整 備された周辺インフラが呼び水となり東部臨海 地区への投資が促進されたことが論じられてい る⁽³⁾。また、この点において朽木は、ハノイと ハイフォンを結ぶ国道5号線とハイフォン港へ の円借款が北部ベトナムにおける電子産業クラ スター形成に有効であったことを示している (2000, p. 18)。加えて国際協力銀行(1999)で は、東部臨海地区開発関連の円借款事業で整備 された港や道路等のインフラが、新しい重工業 の発展を吸収する受け皿として機能したことに よって、産業開発や産業集積、雇用創出といっ た面における正のインパクトの発生に貢献した ことが述べられている。しかしながら、これら の先行研究においては、円借款事業そのものに 日本企業が参画することによって生じ得る投 資・貿易促進効果の視座については提示されて

⁽³⁾ 他方,「東部臨海地区」関連の円借款事業に当時 従事していた旧海外経済協力基金の元職員A氏 から2016年4月22日に実施した聞き取り調査で は,「現在東部臨海地区開発のために供与された とされている円借款事業は,必ずしも当初から 投資・貿易との相乗効果や産業集積といった点 を意識しながら計画・形成・実施されていたわ けではなかった」旨が言及されており,この点 更なる検証が必要であろう。

いない。

②「援助」・「投資」・「貿易」の主体は誰なのか この点について先行研究では、中小企業を含 む日本企業と相手国企業との合弁・技術提携・ 下請取引といった連携(以下「企業間連携」) に重きを置いた検証がなされているとは言い難 い。旧来の三位一体協力が相手国の成長に寄与 したのであれば、日本から相手国へ技術移転や 人材育成などを通じて何らかの波及効果が生じ たと考えられる。だが、トランが示唆するよう に、こうした効果の度合いは独資と合弁とでは 異なり得る(2010、pp.157-158、174)。

この点に関しては、Tran and Kosekiにより、ベトナムで実施された国道建設を目的とする円借款事業において、(a) 円借款事業を受注した日本のコンサルティング会社から現地コンサルティング会社、(b) 日本の請負業者から現地の請負業者、(c) 日本の請負業者から現地の下請業者への技術と知識の移転がそれぞれ発現した(2008, p.20) ことが述べられている。だが、三位一体型経済協力における企業間連携の在り方について、プロジェクト借款や日本の中小企業に着目しつつ論じている先行研究は、筆者の知る限り限定的である。

③国・地域の違いにかかる検証が限定的

小川(1993, p.106)や澤田・戸堂(2010, p. 5)が指摘するように、資源・原材料の賦存、圏内市場の規模、産業インフラの整備、リンケージ産業の発達、労働力の質・コスト、技術水準などの差異を鑑みると、東南アジア各国、或いは同一国内における都市部と地方部とでは、経済協力による効果やインパクトの発現度

合いは当然異なる。だが、ミャンマーの都市・ 地方の違いに留意しつつ三位一体型経済協力を 論じた先行研究は皆無である。

④「貿易」が想定するものは何か

三位一体型経済協力における「貿易」が想定する効果は、日本による相手国からの輸入の促進のみなのか、それとも日本から相手国への輸出促進をも含むものであるか。先行研究ではこの点が不明瞭である。だが、以下のような1980年代の時代背景を鑑みると、旧来の三位一体協力が当初想定した「貿易」は、輸入促進に限定しているように見受けられる。

- ・「経常収支黒字の増大をみた我が国に対し、 広い意味での発展途上国向け資金供給(資本 供給と輸入による外貨資金供給)を拡大する ことが期待されている」(通商産業省 1988, p. 137)。
- ・「米国に代わり発展途上国からの輸入の拡大 が最も期待されているのは,我が国」(同書, p.212)。
- ・「80年代に入ると、世界経済の中での日本経済の堅調さが際立ち、各種の日本脅威論が世界で展開された(中略)当時は、直接に日本経済に裨益せず、場合によってはマイナスの効果がある政策を推進する場合でも、それが「世界の中の日本」政策の一環であると認められた場合には正当化されることがあり得た」(前田 2005、p. 129)。

だが、後年通商産業省(1990, p.80)が示唆するように、相手国から日本への輸出の拡大は、同時に日本から相手国への資本財や中間財

の輸出も相当程度促したはずである。だが,こ の点における先行研究での踏み込んだ検証は限 定的となっている。

⑤比較優位や差別化の視点の欠如

旧来の三位一体協力では、他国と比較しての 日本の経済協力の優位性や独自性、強みといっ た視点が殆ど提示されていない。東南アジアの 経済協力における日本のプレゼンスが相対的に 今よりも高かったと考えられる1988年当時で は、こうした観点からの分析が限定的となるの は致し方ない面もあろうが、現在は中国をはじ めとする新興ドナーの台頭も著しく日本以外の 選択肢がミャンマーには多く存在する。たとえ ば中国は、「海外プロジェクトの施工や労働者 派遣を含む「四位一体」型」経済協力を実施 し (大橋 2013, p. 65), 「欧米諸国や日本が投 資を手控える中、その間隙をぬう形で積極的に ミャンマーに進出」(西澤 2000, p. 175) した 結果、ミャンマーにおける影響力が東南アジ アでもっとも顕著になっている(西澤 2010, p. 89)。従って現在では、中国をはじめとする新 興ドナーとは差別化した経済協力の方途を日本 が示すことも重要であろう。

上記の通り、旧来の三位一体協力及びその先 行研究においては十分に考察されていない点が 見られるため、三位一体型経済協力を再検証・ 再構築する必要性が高い。

(2) 実施機関職員の日本への経済協力ニーズ

次に、日本の経済協力にかかるミャンマー側 のニーズ・期待を検証する。本稿では円借款を 触媒とした三位一体型経済協力を論じることか ら、「ミャンマー側」とは主に、円借款事業の 実施と事業完成後の運営維持管理を日々現場で 担うこととなるミャンマー政府機関職員(以下 「実施機関職員」)を指すこととする。だが、実 施機関職員のニーズは、公にされることは少な い。従って、本稿では下記の通り実施機関職員 からの聞き取り調査を試みた⁽⁴⁾。聞き取り調査 の結果は、下記の通りである。

- ① 円借款への期待は、日本企業によるミャンマーへの投資や貿易を促進する呼び水としての機能・役割である。特に、日本の中小企業とミャンマー企業との協働・連携を通じた裾野産業育成にかかる直接的な支援を、円借款事業を通じて行って欲しい。
- ② 我々の機関では日本製の機器を長年使用しているが、故障しにくく大変助かっている。日本製の機器の初期コストは高いが、性能と耐久性に優れており10-20年以上の長期で見れば必ずしも高い買い物とは思えない。現在実施中の円借款事業においても日本製の機器を出来れば調達したい。
- ③ 経済制裁下での構造物建設事業においては、低価格・低品質の中国製の原材料・資機材の利用が大半であった。かかる状況を改善すべく、現在実施中の円借款事業においては、日本とミャンマーの合弁企業が

^{(4) 2017}年3月時点で円借款事業を実施中のミャンマー政府財務計画省,運輸通信省,建設省,電力省,農業灌漑省,及び各省傘下の一部公社の課長級以上の職員計10名より,2015年5月から2017年2月にかけて聞き取り調査を行った。なお,先方の要請により各発言者の所属先・肩書・名称,及び事業名の記載は差し控える。

ミャンマーで製造した高品質の原材料・資 機材を使用することで,安全性と耐久性に 優れた構造物を建設したい。

④ 中国借款事業では、我々実施機関の事務的 負担は少なく且つ高い迅速性が見られる一 方、技術移転や人材育成が限定的である。 それがゆえに我々は、円借款事業の実施を 通じた日本企業からの技術移転・人材育成 に大きく期待をしている。だが、かかる視 点での日本側からの積極的な提案は残念な がら限定的であり、逆に我々の要望を日本 側に伝えるというケースが多くなってい る。

以上より、ミャンマー実施機関職員の日本の経済協力に対するニーズは、「価値の高さ」、「裾野産業育成」、「技術移転・人材育成」といった面において特に高いことが明らかとなった。

3. 新しい三位一体型経済協力とは

本章では、前述した旧来の三位一体協力の限界・課題を乗り越えるとともにミャンマー実施機関職員のニーズにも応え得る新しい三位一体型経済協力(以下「新しい三位一体協力」)の概要について述べる。新しい三位一体協力は、具体的には下記のような特長・機能を有する。

(1) 高い触媒効果を発現させる円借款

新しい三位一体協力の「援助」は、日本の援助・投資・貿易という対ミャンマー経済協力の枠組みの中で、表1に見られる通り金額面では最大のプロジェクト借款を前提とする。

表1 昨今の対ミャンマー経済協力実績(5)

項目	金 額
援助	約3,800億円
投 資	約2,640億円
貿 易	約2,200億円

(出所) 援助は国際協力機構 (JICA) ホームページ掲載情報,投資は本間 (2017, p. 13), 貿易はJETROホームページ掲載情報に基づき筆者作成。

また円借款については、原則タイド借款を供与することが望ましい。なぜならば、日本企業による円借款事業への参画によって、実施機関職員からのニーズの高い「価値の高さ」、「裾野産業育成」、「技術移転・人材育成」といった点を重視した経済協力が実現されるとともに、日本企業による投資・貿易が促進されることも見込まれるためである⁶⁶。

(2) 日本企業とミャンマー企業間の連携を重視

新しい三位一体協力は、「援助」・「投資」・「貿易」いずれにおいても企業間連携を重視する。大野泉(2015b, p. 66)が示唆する通り、合弁をはじめとする企業間連携の是非については日本側でもさまざまな見解がある。だが、企

⁽⁵⁾ 援助は、2011年4月から2016年10月までの対ミャンマー円借款供与総額(事前通報も含む)約6,000億円のうち、プロジェクト借款のみの総額を算出したもの。投資は、同一期間内の日本からミャンマーへの迂回投資を含む実質的な総投資累計額約24億ドルを110円/ドルで円に換算したもの。貿易は、2015年の日本ミャンマー両国間の輸出入合計金額約20億ドルを110円/ドルで円に換算したもの。

⁽⁶⁾ タイド借款の有用性については丸山(2017)を 参照。

業間連携の重視による技術移転効果の強化(トラン 2010, p. 158)やそれに伴う相手国経済・社会へのさらなる貢献(小川 1993, p. 109)の可能性を考慮すると、企業間連携が望ましいといえよう。また、資機材・建設労働者をすべて自国から持ち込むため現地への利益還元がなされていないといった批判が多い中国(大橋2013, p. 80)をはじめとする他国による経済協力との差別化といった観点からも、新しい三位一体協力において企業間連携を重視する意義は大きい。

他方,戦後賠償によって日本が建設したバルーチャン発電所のように建設後50年以上経過した施設が今もなお稼働しているといった事実や,先行研究においても示されている日本の強みである「現場力」⁽⁷⁾,日本企業の経営者や現場責任者のマインドや想い⁽⁸⁾に着目した場合,企業間連携をあえて前面に打ち出さずとも日本の経済協力により相当程度の人材育成や技術移転効果が発現し得る。

しかし、こうした日本が長年にわたって蓄積 してきた強みを明文化・ルール化することに よって、他国と比べた日本の経済協力の魅力が 相手国にとってより一層明確になるとともに、 経済制裁下で新たな技術の獲得と人材の育成に 制約が生じていたミャンマー側の期待に日本が より一層応えることが出来るのもまた事実であ ろう。加えて近年は、日本企業のミャンマー展開理由として従来トップであった「安価な労働力」に代わって「現地マーケットの今後の成長性」がトップ要因となる(本間 2017, p. 16)など、現地市場の開拓を理由とした日本企業のミャンマー進出の増加が見込まれている。さらに、ミャンマーには外資規制分野も多く存在することを鑑みると、現地マーケットに精通した現地企業との協働をはじめとする企業間連携の視座は、今後ミャンマーに進出する日本企業にとっては不可欠なものとなってくるのではないだろうか。

(3) 中小企業の参画促進による裾野産業の育成

新しい三位一体協力では、日本企業、特に旧来の三位一体協力において着目されることが少なかった日本の中小企業と、ミャンマー企業との連携強化を通じて裾野産業の育成を図る。中小企業及び裾野産業育成の重要性は、「空から図面を投げ込むと、どんなものでも翌日には見事な製品になって出てくる」ともいわれる東京都大田区(細貝 2013, p. 21)において「優工場」に認定された実績も有する中小企業の経営者である細貝淳一が、「一般の消費者にとっては、大企業が樹木で、町工場は土の下に埋もれてなかなか見えてこない根っこのような存在かもしれない。だが、根っこが成長しない木は、あまり大きく成長できないはずだ」(細貝2013, p. 27)と述べていることに、示唆される。

また、インフラ建設事業に目を向けても、建 設業界での豊富な実務経験を有する山崎裕司 が、「サブコンが現実には本当の生産活動に従 事している。現場で型枠を加工し、鉄筋を設置 してコンクリートを打設する、ものを造る作業

⁽⁷⁾ たとえば大野泉 (2015, p.35)。

⁽⁸⁾ たとえば吉澤 (2016, p.30) や松山 (2014, p. 82) では、自社事業の成功に加えて、技術移転や人材育成などを通じてミャンマーの経済社会開発に貢献しようとする日本企業の経営者や現場責任者の決意や使命感といったものが述べられている。

はすべてサブコンの仕事になる。ゼネコンは管理監督の任にあたる。建設物の品質を云々するとき、サブコンの存在や能力は無視できない重要性を持つ」(山崎 2009、pp. 30-31)と述べるなど、主に中堅・中小企業から構成されるサブコンの重要性を論じている。

従って、ミャンマーを含む東南アジア諸国連合(アセアン)における裾野産業育成のためには、日本の中小企業による工場進出や合弁などが有効となる(通商産業省 1989, p. 166)。また裾野産業の育成は、ミャンマー進出日系企業が直面する現地調達の困難さといったビジネス課題(川田 2011, p. 44)の解決にも資するであろう。加えて、ミャンマーにおいては、とりわけ下記二つの観点からも、裾野産業育成のニーズは極めて高いと考えられる。

まず、裾野産業の不足は、外国企業からの新 規投資の減少並びに輸出型産業の発展を妨げる 一因となる(通商産業省 1993, p. 189)。国際 競争力のある製造業の育成には組立型製造業に とどまらず、それに必要な部品・資材を供給す る裾野産業が育成・強化される必要があるが、 組立産業の発展速度に比較して裾野産業の発展 速度は遅い(通商産業省 1993, pp. 36-37)。こ の点についてまず、1980年代に借款契約が調印 された「鉄道近代化計画(1),同(2),車両改 修事業」の円借款3事業に関する事後評価報告 書を振り返る。同報告書では、「ミャンマーに おける外貨不足のため、ディーゼル機関車の電 気部品や車輪, 車軸等ミャンマー国内での製造 が不可能な部品については輸入がままならず恒 常的にスペアパーツは不足している(中略)残 念ながらこの現状に対してミャンマー鉄道は決 定的な解決策を見出せずにいる」(JICA 2002,

p. 11) とあり、裾野産業育成にかかる支援の重要性が当時から示唆されている。

他方, 昨今のミャンマーに目を向けると, 基 礎的建設資材の多くが依然として輸入に頼ら ざるをえない状況となっており(嶋田・小山 2012, p. 224), おそらくこうした状況は建設業 界に限ったものではないと考えられる。従って, 現在のミャンマーにおいても,輸出減速により 万一外貨が不足した際などには,かつての円借 款事業で生じたような事態が発生するリスクは 依然高いといえる。日本に求められているのは, 裾野産業の発展の速度を速め,こうしたリスク を回避・軽減することに貢献することであろう。

また. 中国をはじめとする他国経済協力との 差別化という観点からも、日本がミャンマーに おいて裾野産業育成分野の支援を行う必要性は 高い。国際開発ジャーナル社主幹の荒木光弥 は、現在の中国によるアフリカでの援助スタイ ルをかつて日本が東南アジア経済開発で見せた 三位一体の開発方式をヒントにしていると評し ているが(2016, p.9), 軍事政権時代に欧米諸 国や日本からの援助・投資・貿易が限定的で あったミャンマーにおいても中国はこのスタイ ルを踏襲している可能性はあろう。日本の旧来 の三位一体協力と類似していると思われる, 中 国による対ミャンマー経済協力との差別化を行 うという観点からも、「日本や世界の市場で高 い信頼と評価を得ている製品やサービスを生 産・提供することが可能な人材・技術・ノウハ ウ・想いを有する中小企業」という日本の独自 資源を活用する意義は大きいのではないだろう か⁽⁹⁾。つまり、日本企業、特に中小企業とミャ

⁽⁹⁾ 関連する議論は通商産業省(1993)を参照。

ンマー企業間の裾野産業育成分野での連携強化によって、他国とは差別化された日本独自の強みを活用した新しい三位一体協力を行うべきなのである。

(4) 地方開発・平和構築

新しい三位一体協力は、民間投資の機会が相 対的に多い都市部のみならず、地方や少数民族 地域に展開可能なものとすべきである。ミャン マー側から日本に対する地域開発や少数民族地 域の平和構築分野における期待も大きい。また、 2015年12月のアセアン経済共同体の発足といっ たアセアン地域統合化の進展に伴い. アセアン 後発国であるミャンマーとアセアン先発国との 経済格差がさらに拡大することで(鈴木 2015. p. 169), ミャンマー自体がアセアンにおける 「地方」的な位置付けとなるリスクも高まって いる。こうした中、ミャンマーの地方や少数民 族地域において円借款という公的資金の投入 を契機として企業の進出や投資を誘発すること は、ミャンマーの対外・対内いずれの格差を是 正するうえでも有効となり得る。さらには、経 済開発が地域紛争の解決に果たし得る役割も大 きい (山田 2016, pp. 18, 27-29) ことを鑑みる と、少数民族地域の平和の定着の観点からもこ うした取り組みを行う重要性は高い。加えて. かかる地域での展開を念頭に置いた場合には. 農林畜水産物や伝統産業、再生可能エネルギー などの地域資源を活用した取り組みを行うと同 時に、インフラ整備による生活・ビジネス環境 改善も併せて実施することが重要となろう。

(5) 日本企業の海外展開促進

新しい三位一体協力の「貿易」については.

旧来の三位一体協力が提唱された1980年代後半と比べて市場の拡大が期待しにくい日本への輸出のみならず、今後もより一層市場の拡大が見込まれるタイ・マレーシア・インドネシアといったアセアン先発国などへの輸出も重視すべきであろう。ミャンマーがこうした市場向けに安定的な製品輸出を実現することは、先進諸国向け輸出を目指すうえでも有益なプロセスであるともいえよう。

また「貿易」は、日本や他国からの輸入の観点も含まざるをえない。裾野産業が育成され産業の高度化が達成されることで、資本財・中間財を自国である程度まで生産することは可能となるかもしれない。だが、国際分業体制が既に構築されている昨今においては、他国からの輸入を極端に減らすという選択肢は現実的ではないためである。

加えて、新しい三位一体協力では、日本と比較してミャンマーの経済と市場の伸びが大きいという現実と向き合った場合、日本企業によるミャンマーへの投資と輸出の促進も重視すべきである。この点については、海外展開にかかる人材や経験が限定されているなか系列から離れ、高い技術・ノウハウ・信頼・ものづくり精神などを活かして独自に海外市場を開拓しようとする中小企業が増加しつつある現況を鑑みると、とりわけ中小企業の海外展開支援に着目する意義は大きい(大野健一 2015、pp. 8、12-14、24-25)。また、中小企業の海外展開支援施策のさらなる充実は、海外展開を通じた社員の士気や技術力の向上効果(10)といった資金面を超える

^{(10) 2016}年3月16日に実施した北海道の水産関連中 小企業代表取締役社長(当時)B氏からの聞き 取り調査では、「アジア某国の新規提携先工場に

効果やインパクトの発現をも後押しするのでは ないだろうか。

(6) 小括

つまり、新しい三位一体協力は、「円借款を 触媒として、中小企業を含む日本企業による投 資・貿易がミャンマー企業との連携に基づき都 市部・地方部いずれにおいても促進されること で、日本・相手国双方の持続可能な成長に貢献 し得る経済協力」とでも要約されよう。また、 本稿では、この新しい三位一体協力を、「ス トック型」と「フロー型」の2つの視点に切り 分けて論じることを試みる。このように2つの 視点に切り分ける理由は、次の通りである。

「ストック型」は、前田をはじめとする旧来の三位一体協力にかかる先行研究の中で比較的多く論じられている「円借款供与によるインフラ整備を柱とする日本企業にとっての投資環境整備」(前田 2013、p. 778) 効果の視座と関連するためである。他方、後者は筆者が知る限り前田が部分的に触れている「円借款事業を日本企業が受注することによる日本企業の発展途上国への輸出振興」(2013、p. 778) を含む効果を、より多角的視点で深堀することが可能と思われるためである。ただし、後述する通り、両者は相反するものではなく重複する部分も多い。以下第4章においてストック型の、第5章においてフロー型の検証をそれぞれ試みる。

本社工場従業員を指導のため派遣したところ、 その従業員の仕事への誇りや責任感、士気が著 しく向上し、当該従業員の技術レベルがさらに 向上するといった効果が見られた。それ以降、 同工場への複数の従業員の定期的な派遣を継続 している」旨が言及された。

4. 新しい三位一体協力「ストック型」 の検証

ストック型の主な効果とは、円借款事業の実施・完成によって、投資・貿易が促進されることである。つまり、社会資本整備による生産拡大や移動時間の短縮、輸送費の低下などに伴い経済活動の生産性が向上し経済成長をもたらすといった「社会資本のストック効果」(インフラ政策研究会 2015、pp. 80-81)の視座と関連する。ストック型による投資・貿易促進効果の例は、以下の通り挙げられるが、これらは旧来の三位一体協力でもある程度想定されていたと考えられる。

- ① 民間ディベロッパーがSEZや工業団地を 開発する一方,円借款事業により港湾や道 路といった周辺インフラが整備・改善され ることにより,企業の投資・貿易が促進さ れる。
- ② 円借款事業により回廊や橋梁などの国内及 び国境を超える物流ネットワークが整備・ 改善されることにより、企業の投資・貿易 が促進される。
- ③ その他円借款事業により電力・運輸通信・ 水道といった経済社会インフラが整備・改 善されることにより、企業の投資・貿易が 促進される。

本章においては、ミャンマーにおけるストック型にかかる取り組みの現況を概観した後に、ストック型の効果を高めるうえでの課題と課題を乗り越えるための対策・提言をそれぞれ述べる。

(1) ストック型にかかる取り組みの現況

ティラワSEZ開発がストック型の好例として挙げられる。ティラワSEZ開発は、工業団地を民間投資で整備する一方、周辺インフラを円借款で整備し、工業団地で生産された製品を主に輸出することでミャンマーの外貨獲得に寄与するものである。2014年1月に、日本の3商社・ミャンマー民間企業・ミャンマー政府から構成される優先開発区域開発のための共同事業体が設立された(JICA 2016、p. 31)。JICAは、同事業体に対する海外投融資供与を通じた出資を行うとともに、2016年8月時点でティラワSEZ開発と関連する総額約735億円にも及ぶ港湾・電力・道路・通信・上水道分野の円借款を供与している(同上)。

こうした官民連携による取り組みの結果. 2015年9月に開所したティラワSEZは、その 後約3か月間で合計約6億ドルの投資を集め、 1万4,000人の雇用と2億5,000万ドルの輸出を 生み出し、将来的にはミャンマー全体の輸出額 の3~4%がティラワSEZから生み出される ことが見込まれている (梁井 2016, p. 20)。入 居企業の数は増え続けており、2016年5月時点 での入居企業は、労働集約型産業や日本企業36 社を含む70社にも及ぶ (同上)。このように多 くの企業がティラワSEZに入居を決めるのは、 道路・電気・港湾などが円借款により数年後に は確実に完成するという事実が企業にとっての 大きな安心材料になっているためである(同 上)。また、アウン・サン・スー・チー (Aung San Suu Kyi) 国家最高顧問が「ティラワ経済 特区が日本の貢献により大きく進展しているこ とを歓迎」(外務省ホームページ 2016) すると 述べるなど、ミャンマー政府からのティラワ

SEZへの評価と期待も総じて高い。

他方、メコン地域の大動脈である東西経済回廊の整備や投資・貿易促進のうえで最大のボトルネックとされる電力問題の解消を目的とした円借款も供与されている。これら円借款事業によっても、企業の投資・貿易が促進されることが見込まれる。

(2) ストック型の効果を高めるうえでの課題

主に二つの課題が存在すると考えられる。一点目は、合弁をはじめとする企業間連携による裾野産業育成にかかる取り組みが限定的な点である。たとえば、ティラワSEZ入居企業の多くは独資での進出となっており、各入居企業がどの程度企業間連携や現地調達を重視するのか、そしてそれに伴い技術移転や裾野産業育成効果がどの程度発現するのかが現時点では見えにくい。

二点目の課題は、格差是正を重視した取り組みが限定的な点である。アセアン先発国との格差については、たとえば「東西経済回廊整備による陸上輸送時間・コストの低下に伴って、ベトナムやカナダ産大豆のインド向け輸出の価格競争力が高まり、現在は価格競争力で勝るミャンマー産大豆のインド向け輸出シェアが奪われるリスクが高まる」(111)といった懸念もミャンマー側にはある。日本が今後こうした声にどのように応えていくべきか。他方、国内との格差については、ヤンゴン近郊のティラワなど都市

⁽¹¹⁾ 有機農業協会会長をはじめとするミャンマー農水産業界で要職を歴任し日本企業とも農水産物分野のビジネス経験が豊富なニン・ウー (Hnin Oo) 氏から2016年3月4日に実施した聞き取り調査。

部のみを対象とした三位一体型経済協力のみで は、格差是正効果は制限されよう。

(3) さらなる効果発現のための対策と提言

企業間連携により裾野産業を育成するためには、日本企業に対して何らかの形でインセンティブを付与する必要があるのかもしれない。この点については、フロー型と合わせての検討が必要なため、後述する。

他方、格差是正という二点目の課題への対応としては、一次産業への依存が大きい地方部や少数民族地域において、農林畜水産資源の付加価値を生産・流通・販売の各過程で高め、こうした地域の人々の所得の向上に資する取り組みを支援することが考えられる。たとえば、フィリピンのミンダナオで日本の官民連携により実施されている地域資源を活用した工業団地開発のような取り組みを、ミャンマーにおいても実施することが一案であろう(12)。つまり、円借款で工業団地周辺のインフラやコールドチェーンなどの物流インフラを整備することで、農産物などの地域資源を活用した生産や加工にノウハウを有する日本企業の進出を促すのである。

5. 新しい三位一体協力「フロー型」の 検証

フロー型の主な効果とは、円借款事業に日本 企業が参画することによって、投資・貿易が促 進されることである。つまり、原材料や資機 材が公共事業に投入されることなどを通じて 誘発される各関連産業の生産の増加といった 「公共事業のフロー効果」(インフラ政策研究会

(12) 本事業の概要は、中坪(2015, pp. 91-93)を参照。

2015, p. 65) と多少関連する視座である。しかし、新しい三位一体協力の「フロー型」は、このフロー効果の視座をやや変転し、「コンサルタント⁽¹³⁾・コントラクター⁽¹⁴⁾・サブコントラクター⁽¹⁵⁾・サプライヤー⁽¹⁶⁾といった形で日本企業が円借款事業に参画することによって、投資や貿易が促進される効果」を主に想定する。これは、アンタイド援助を日本政府が推進していたという当時の時代背景などにより、旧来の三位一体協力では深く検証されることがなかったと思われる「新しい」視座であるといえる。

本章においては、ミャンマーにおけるフロー型にかかる取り組みの現況を概観した後に、フロー型の効果を高めるうえでの課題と課題を乗り越えるための対策・提言をそれぞれ述べる。

(1) フロー型にかかる取り組みの現況

ミャンマーにおいては、日本企業によるコンサルタントやコントラクターといった主契約者としての円借款事業への参画及び企業間連携を促すためのタイド性の強いスキームが導入されている事業が複数存在する。かかるスキームの導入を一因として、日本企業とミャンマー企業の共同事業体がコンサルタント選定のための入札に参加し、受注に至った事業もある。このように日本企業が主契約者として参画する円借款事業においては、投資・貿易を促進する効果が

⁽¹³⁾ 主に円借款事業のコンサルティング業務に主契約者として参画。

⁽¹⁴⁾ 主に円借款事業の本体業務に主契約者として参画。

⁽¹⁵⁾ 主に円借款事業の本体業務に下請として参画。

⁽¹⁶⁾ 主に円借款事業の本体業務に原材料・資機材・ 部品・製品などの供給業者として参画。

高まることが見込まれる。

また、複数の円借款事業において、建設費用などの初期コストではなく、維持管理や廃棄費用なども含むライフサイクルコスト(LCC)に基づく入札評価が検討されている。LCCに基づく入札評価の実施は、日本企業のコントラクターとしての受注・参画可能性を高めるうえでの一つの有効な手段になり得るのかもしれない。

加えて、一部円借款事業では、企業間連携に基づき現地で製造された高品質の資材の導入にかかる検討が進められている⁽¹⁷⁾。こうしたサプライヤーによる円借款事業への参画が実現すれば、価値の高さを重視した円借款事業が実施されるとともに、円借款を触媒とした投資・貿易の促進及び裾野産業育成支援にも貢献し得る。

(2) フロー型の効果を高めるうえでの課題

一点目の課題は、前述したタイド性の強いスキームが未導入の事業が多い点である。こうした事業での入札においては、価値ではなく初期コストに基づく価格競争に陥りがちで、日本企業によるコントラクターとしての参画の余地は狭まることになろう。そもそも、LCCベースで評価を行うことは、詳細なデータの積み上げと分析などが必要になり容易ではない(広瀬2008、p.78)。そのため、国際競争入札の経験が限定的なミャンマーにおいては、LCCベースでの評価を適切に実施すること自体が現実的ではない可能性もある。また、価格競争が前提の入札が実施される事業においては、日本企業

の本気度が削がれ、事業の質や価値を減じるリスクも高まる(丸山 2017、p. 37)。加えて、他国企業がコントラクターとして円借款事業を受注した場合、受注企業国のサプライヤー・資機材・部品・製品・人材が多く利用されることにもなり⁽¹⁸⁾、その場合新しい三位一体協力の効果とインパクトの発現はほぼ見込まれないことになる。

二点目の課題は、日本企業のサプライヤーとしての円借款事業への参画について、日本の大企業とミャンマー企業間の連携促進が検討されている一方、日本の中小企業とミャンマー企業間の連携促進については蚊帳の外に置かれている感があるという点である。これでは、裾野産業育成効果の発現は限定的となる恐れもある。

(3) さらなる効果発現のための対策と提言

一点目の課題への対応のためには、日本企業の主契約者としての参画を担保するためのタイド化のさらなる推進が重要となる。タイド借款の意義と効果については丸山(2017)が詳しいが、三位一体型経済協力の効果とインパクト発現のためには、タイド借款が供与できるか否かが鍵となる(丸山2017, p.37)。他方、円借款

^{(17) 2016}年12月3日に実施したミャンマー政府高官 C氏からの聞き取り調査。

⁽¹⁸⁾ たとえば、「バルーチャン発電所を抜くミャンマー最大の発電能力790メガワットのイエユワ発電所の建設は、中国輸出入銀行からの2億ドルにのぼる譲許性の高い借款供与を受け、機材も中国企業からの調達」(嶋田・小山 2012、p. 231)。また、2016年12月10日に実施したミャンマー政府高官D氏からの聞き取り調査では、「中国政府融資事業では基本的には中国企業が主契約者として参画することが前提となっており、その際は原材料・資機材・部品・製品・労働者の多くが中国から供給される」との由。

は経済協力のツールであるという点を鑑みる と、ともすると日本企業にとって「飴」となり 得るタイド化の推進と同時に、企業間連携や技 術移転、人材育成の制度化といった、ある意味 では「鞭」の要素を含む仕組みを段階的に導入 していくことも重要となろう。

二点目の課題への対応については、企業間連携や裾野産業育成を重視している日本の中小企業の円借款事業への参画に門戸を開く仕組みを新たに構築することが考えられる。たとえば現在JICAは、半年~1年程度の調査と1年~3年程度の試験的な無償ベースでの製品普及にかかる資金面等での支援を中小企業に対して行っているが、この次の段階として、円借款を含むODA事業への優良中小企業のサプライヤーとしての参画を支援するような取り組みを行うことが一案であろう。こうした施策は、相手国の裾野産業育成のみならず、日本の中小企業の海外展開の促進にも寄与し得る。

おわりに

本稿では、円借款を触媒とする新しい三位一体型経済協力は、日本・ミャンマー両国の持続可能な成長を促すうえで、大きな有用性と潜在力を有していることを主に論じた。また、他国による経済協力の選択肢が広がりつつあるミャンマーにおいては、金額面において日本の経済協力の最大のツールである円借款の触媒効果をより一層高める必要性が高いことも明らかとなった。

一方で、本稿で包含できなかった論点が主に 二つある。一点目は、新しい三位一体協力にお ける円借款の触媒効果をより一層高めるため の、円借款スキームそのものの改革・改善の必 要性についてである。たとえば技術移転や人材 育成は、資本設備が新設された後に操作技術さ え移転すれば完了するというわけではなく、マ ニュアルのみでは伝えきれない熟練や経験を必 要とする運営・維持管理面をも含むため、通常 長期間を要する (岡本 1998, pp. 3-9)。こうし た中. 現行の円借款が主に融資対象としている 資本設備の建設と設備完成後1年間の試運転期 間のみで、技術移転や人材育成は果たして十分 実現されるのであろうか。円借款が対象とする のは、耐用年数が数十年以上にも及ぶ巨大な経 済インフラが中心である。この点を考慮する と、建設された施設や設備が効果的・効率的・ 持続的に運営維持管理されるためには、より中 長期的な観点から技術移転や人材育成を支援す る仕組みを構築する必要があるのかもしれな

もう一点は、日本の中小企業による円借款事業への参画にかかる具体的方途の検証・分析についてである。たとえば、中小企業の経営資源上の制約等を鑑みると、比較的小規模の調達パッケージへの参画に限定する、あるいは国内の新規事業創出にかかる取り組み等においても見られるように中小企業グループでの参画を促すといったことも考えられる。また、技術協力プロジェクトや無償資金協力といった他のODAスキームとの連携も有効となり得る。さらには、ジェトロや海外ビジネス・円借款実務に精通した専門家等によるさらなる支援も必要となろう。これらの点については今後の研究課題としたい。

謝辞

本論文の作成にあたり、ミャンマー政府高官

をはじめとする多くの方々から聞き取り調査への協力を得た。入札評価への影響や、個人の特定をされないほうが自由な発言が可能という当人の希望等を鑑みて、本稿ではA、B、C氏などと標記しているが、記して感謝申し上げる。

[投稿受理日2018.5.28/掲載決定日2018.6.21]

引用文献

- 荒木光弥, 2016,「BRICS に追撃される日本 ODA のあり方が問われている」,『国際開発ジャーナル』, 2016年5月号, 8-9頁。
- 有賀賢一・江島真也,2000,「タイ王国 東部臨海 開発計画総合インパクト評価―円借款事業事後評 価」,『開発金融研究所報』,第2号,41-69頁。
- インフラ政策研究会,2015,『インフラ・ストック効果―新時代の社会資本整備の指針』,中央公論新社。
- 大塚啓二郎・黒崎卓,2015,「「スマート・ドナー」 として国際社会をリードするために」,黒崎卓・大 塚啓二郎編,『これからの日本の国際協力―ビッ グ・ドナーからスマート・ドナーへ』,日本評論社, 319-332頁。
- 大野泉, 2015, 「英・独に学ぶ日本の開発協力―「官 民ともに現場力で」3つの提言」, 『国際開発ジャー ナル』, 2015年2月号, 34-35頁。
- 2015b、「新段階を迎えた中小企業の海外展開支援―「つながり力」を高めるための支援策と事例」、大野泉編、『町工場からアジアのグローバル企業へ―中小企業の海外進出戦略と支援策』、中央経済社、35-70頁。
- 大野健一,2015,「ものづくり中小企業の海外進出― 政策論」,大野泉編,『町工場からアジアのグロー バル企業へ―中小企業の海外進出戦略と支援策』, 中央経済社,3-34頁。
- 大橋英夫, 2013,「中国の対外経済協力―「対外経済 合作」を中心に」,下村恭民・大橋英夫・日本国際 問題研究所編,『中国の対外援助』,日本経済評論 社,61-84頁。
- 岡本義行,1998,「日本企業の技術移転をめぐって」, 岡本義行編,『日本企業の技術移転―アジア諸国へ の定着』,日本経済評論社,1-28頁
- 小川政道, 1993, 「民間投資の新たな局面と開発援

- 助一投資ブーム後に残された課題と技術協力の役割」、『国際開発研究』、第2巻、第1号、105-113頁。
- 外務省, 2016, 「安倍総理大臣とアウン・サン・スー・ チー・ミャンマー国家最高顧問との会談等」, http:// www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/seal/mm/page4_002474. html (2017年3月31日)
- 川崎研一,2001,「我が国の円借款の動向とアジア 経済発展への効果」,http://www.rieti.go.jp/users/ kawasaki-kenichi/ODA_REV1.pdf (2017年3月31日) 川田敦相,2011,『メコン広域経済圏―インフラ整備 で一体開発』,勁草書房。
- 木村秀美・戸堂康之, 2007,「開発援助は直接投資 の先兵か? 一重力モデルによる推計」,『RIETI Discussion Paper』, Series 07-J-003。
- 朽木昭文,2007,『アジア産業クラスター論―フローチャート・アプローチの可能性』,書籍工房早山。
- 国際協力機構, 2002, 「ミャンマー 鉄道近代化計画 (1)(2), 車両改修事業」, https://www2.jica.go.jp/ja/ evaluation/pdf/2001_B-P-33_4_f.pdf(2017年3月31日)
- 国際協力銀行, 1999,「東部臨海開発計画 総合インパクト評価」https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/oda_loan/after/2000/pdf/jigo00_02j.pdf (2017年7月17日)
- 澤田康幸・戸堂康之, 2010,「途上国の貧困削減における政府開発援助の役割」,『RIETI Policy Discussion Paper』, Series 10-P-021。
- 下村恭民,2011, 『開発援助政策一国際公共政策叢書』, 日本経済評論社。
- 2013、「中国の対外援助の台頭と日本の活路一「代替案」としての「アジア型援助モデル」、下村恭民・大橋秀夫・日本国際問題研究所編、『中国の対外援助』、日本経済評論、173-198頁。
- 鈴木洋太郎, 2015, 「おわりに」, 鈴木洋太郎編, 『日本企業のアジア・バリューチェーン戦略』, 新評論, 167-171頁。

- 通商産業省,1988,『経済協力の現状と問題点(1987年版)総論』、財団法人通商産業調査会。
- 1989、『経済協力の現状と問題点(1988年版) 総論』、財団法人通商産業調査会。
- 1990、『経済協力の現状と問題点(1989年版)総論』、財団法人通商産業調査会。
- ------, 1993, 『アセアン産業高度化ビジョン―産業 政策のススメ』, 財団法人通商産業調査会。
- トラン,ヴァン,トウ,2010,『ベトナム経済発展 論―中所得国の罠と新たなドイモイ』,勁草書房。
- 中坪央暁, 2015,「ミンダナオ平和構築支援の現場から」,『国際開発ジャーナル』, 2015年10月号, 91-94頁。
- 西澤信善, 2000, 『ミャンマーの経済改革と開放政 策一軍政10年の総括』, 勁草書房。
- 一一,2010,「メコン地域開発と日本の政府開発援助(ODA)一強まる日中の競合」,『立命館国際地域研究』,第32号,85-103頁。
- 広瀬宗一,2008,『国家戦略としての公共調達論―グローバル化時代のインフラ整備を考える』,日刊建設工業新聞社。
- 細貝淳一,2013,『下町ボブスレー―東京・大田区, 町工場の挑戦』,朝日新聞出版。
- 本間徹, 2017, 「〜ラスト・フロンティア〜ミャンマー投資最新動向—投資実績・投資環境・新投資法・新会社法」, https://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/ku57pq000016s6az-att/invest_mya_env01.pdf (2017年3月31日)
- 前田充浩, 2013, 「経済協力政策」, 阿部武司編, 『通 商産業政策史2 通商・貿易政策 1980-2000」, 767-846頁。
- 松山紀,2014,「わが社のミャンマー市場への取り組みと課題:ミャンマーへ最初の一歩―課題と展望」, 一般社団法人海外建設協会編,『特集:ミャンマー市場への取り組み』, Vol. 38, No. 10 & 11, 80-82 百。
- 丸山隼人,2017,「日本のタイド借款の有用性一官民 一丸となった国際協力の実現のために」,『社学研 論集』, Vol. 29,27-41頁。

- 梁井崇史, 2016, 「競争力ある産業基盤づくり一暮ら しの改善実感できる社会へ」, 『国際開発ジャーナ ル』, 2016年5月, 20頁。
- 山崎裕司,2009,『談合は本当に悪いのか』,宝島社。 山田満,2016,「東南アジア・同境界地域の紛争解決 と平和構築―深南部タイとミンダナオの二つの紛 争を事例として」,日本国際政治学会編,『国際政 治』,第185号,17-32頁。
- 吉澤博三,2015,「物づくりのDNAを伝授」,『国際 開発ジャーナル』,2015年2月号,30頁。
- Tran, Van T. and Koseki, Y. 2008. "Aid Effectiveness to Infrastructure: A Comparative Study of East Asia and Sub-Saharan Africa-Vietnam Case Study-." *JBICI Research Paper*. No. 36-2.